

電波有効利用の促進に関する検討会(第1回会合)議事要旨

1 日時

平成 24 年4月 11 日(水) 10 時 00 分ー12 時 10 分

2 場所

総務省7階 省議室

3 出席者(敬称略)

(構成員:50 音順、敬称略)

岩瀬大輔、清原聖子、熊谷博、関口博正、丹康雄、土居範久、土井美和子、服部武、林秀弥、藤原洋、水越尚子、湧口清隆、横澤誠

(総務省)

小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、鈴木電波部長、安藤総務課長、竹内電波政策課長、川崎基幹通信課長、田原移動通信課長、巻口衛星移動通信課長、丹代電波環境課長、佐々木放送政策課長、荻原電波利用料企画室長、内藤企画官、菅田企画官

4 配布資料

- 資料1-1 「電波有効利用の促進に関する検討会」開催要綱(案)【事務局】
- 資料1-2 電波の利用に関する現状と諸課題について【事務局】
- 資料1-3 利用者視点に立った電波資源ガバナンスについて【横澤構成員】
- 資料1-4 電波の有効利用促進に関する意見募集の実施について(案)【事務局】
- 資料1-5 今後の進め方(案)【事務局】

5 議事概要

(1) 開会

(2) 総務審議官挨拶

- 小笠原総務審議官から開会挨拶が行われた。

(3) 構成員の紹介

(4) 電波有効利用の促進に関する検討会の開催要綱

- 開催要綱について案のとおり承認された。

(5) 座長の選任及び座長代理の指名

- 中央大学研究開発機構教授 土居範久構成員が座長に選任された。
- 座長から挨拶が行われた。
- 上智大学理工学部客員教授 服部武構成員が座長代理に指名された。
- 座長代理から挨拶が行われた。

(6) 議事

① 電波の利用に関する現状と諸課題

- ・ 資料1-2に基づいて、事務局より説明が行われた。

② 構成員からの発表

- ・ 資料1-3に基づいて、横澤構成員より発表が行われた。

③ 意見交換

- ・ 事務局の説明及び横澤構成員の発表に対して意見交換が行われた。主な発言は以下のとおり。

(林構成員)

電波利用料の用途の在り方について、提言型政策仕分けにて用途を拡大する方向で検討すべきという指摘があるが、用途については資料1-2の39ページに示されているとおり、電波法第103条の2の第4項で細かく限定列挙されている。用途の考え方については、同項の「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」という電波利用料の定義があくまでベースラインになるのではないか。本趣旨を超えて、無限定に用途を拡大すべきもの

ではないと考える。

(座長)

電波利用料をどのように活用するかについても検討の中に取り上げなければならない事項であり、詳細について本検討会で検討させていただきたい。

(土井構成員)

横澤構成員へ質問だが、産業イノベーションというものがガバナンスとして入るときに、資料1-3の8ページのシカゴ学派的整理のなかで、法、市場、規範、構造とあるが、どこに位置付けられるのか。

事務局への質問だが、資料1-1で、新たなワイヤレスシステムにふさわしい規律の在り方と書かれており、規制ではなく規律との言葉を使用しているが、同じく8ページのシカゴ学派的整理の中で当てはめられる考え方なのか。

(横澤構成員)

産業イノベーション政策についてもこの4つは全て当てはまる。ビジネスモラルを予めインプリメントしておかなければいけないし、あるいはその構造の設計自体が大切になってくる。

(事務局)

規律という言葉を使っているのは、法律だけではなく、例えば、ガイドラインの様なもの、民民の契約で対応するべきものなども考えられるためであり、このような観点からまさに8ページのように全体をどのように見ていけばいいのかという考え方に基いているものとする。

(岩瀬構成員)

提言型政策仕分けに参加し、規制当局に対する世の中の穿った見方、不信感を痛切に感じた。従って、透明性を高めることが非常に重要であり、これから新しい時代においてどういう原理原則に基づいて規制、政策を行っていくかを明確にすることは意義があると感じた。我々の議論も含め、分かりやすくかつ信頼を勝ち得ていくような議論にしていかなければならない。

一方で、事務局の説明の中には資料1-3の8ページのような、規制を貫く原理原則のようなものが示されていない部分もあると感じた。方向性を明確に示すことで、ひとつの大きな哲学に基づいてやっていると言えることができると思う。

日本は法によるガバナンスが強く、市場の力を活用できていない。部分的にガイドしながらも、うまく市場の力を活用する余地が多くあると思う。

規範という意味でも、やってみて駄目だったら事後的にモニタリング等をして直していく、というような形にシフトしていく必要もあるのではないか。

(座長)

事務局からは詳細にわたっての具体的な説明があったため、岩瀬構成員がおっしゃったようなポリシーがないわけではないと考えられる。これらを含めて透明性を確保した上で具体的な検討を進めていきたい。

(藤原構成員)

電波利用料の収入の規模が、当初の50億円から700億円という規模まで成長してきたことは、産業イノベーションに伴い電波利用が発展してきた結果であることをもう一度噛みしめる必要がある。こういった観点から、電波に関わる産業が発展していき、それに伴い良い意味で収入が増えていく方向性が出れば良いのではないか。電波利用料が、M2Mやエネルギー分野等、新たな産業育成に総合的に活用できればと感じている。

また、スマートフォン等、現象的な所にフォーカスされがちであるが、放送分野における電波利用を忘れてはならない。日本の技術資産であるデジタル放送方式での成功体験をうまく産業化につなげていける議論をし、通信と放送の両面から、国際標準化に何を提案していくのか、あるいは研究開発への電波利用料の戦略的振り分け等、総合的な戦略を持って考えていく必要があるのではないか。

(座長)

電波利用料の使途の在り方については、提言型政策仕分けでの提言も頂いており、現状を踏まえて、本検討会で検討させていただきたい。

放送についてはおっしゃるとおりで、日本方式が中南米、東南アジア等において採用されているわけなので、そのような成功体験等を含め幅広く議論をしていきたい。

(熊谷構成員)

今までは、周波数の有効活用が技術開発の主な目的だったが、これからは新しい技術開発も避けて通れない。国際標準化で我々も国際標準を勝ち取っていかねばいけないので、ポリシーを持ってガバナンス、割当て、技術開発等を進めていくことが大事だと考える。

(服部構成員)

横澤構成員の発表は賛成するところが多いが、「規制からの脱却」という点について、電波というのは干渉するので、全体としてお互いにかに住み分けるか、一定の

レギュレーションは必要だと考える。ただし、政策のためのレギュレーションではなくて、あくまで利用の立場からのレギュレーションということ踏まえた上で、新しい視点を取り入れていくことは賛成である。

電波利用料について今の法律は余りにも細かく書き込まれすぎている。基本的には、新しい電波の開拓や、いかに利用効率を高めるか、国際競争力を高めるか、といった精神を法律で掲げるべきで、詳細は省令で定めてはどうか。具体的には、国際標準化の活動に対する国のサポートや、テストベッド整備に対する後年度の助成等、長期的な視点で電波利用料の在り方について新しい考え方を是非取り入れていただきたい。

(湧口構成員)

電波利用料の法律が細かく書かれていることにも関連するが、「有効利用」と言っても、経済的な観点か技術的な観点か等、価値観によって解釈が異なってしまう部分がある。「受益者負担」についても同様である。このような主観が入る部分とそうではない部分とを切り分けていかなければいけない。

また、我々構成員の価値観と国民の価値観が乖離してしまわないよう、留意すべき。皆が喜んで電波の有効利用に貢献してくれるようなシステムを作れるような議論にしていきたい。

(清原構成員)

米国に比べ、日本では政策立案にイノベーションのような視点が見えてこないことが多く、そういった視点が見えるようにしていくことが重要と考える。一方で、服部構成員もおっしゃったように、規制とガバナンスの言葉の使い分けについては疑問もある。

湧口構成員がおっしゃった、構成員の価値観と国民の価値観の乖離については共感しており、それはパブリックコメントしていくことで解消されていくのではないかと思う。受益者負担の観点からは、これまで限定列挙され明確化されてきた電波利用料の用途をどう変えていくのかは、かなり慎重に議論が必要と考えている。

(丹構成員)

横澤委員のお話のコモンズモデルというのは仮想化技術の導入であり、こうした新しい技術を取り入れながらイノベーションを期待する分野の拡大を進めねばならない一方、レガシーなシステムといかに付き合っていくのかも難しい問題として残ると思う。資料1-2の33ページをご覧くださいと、防災行政無線や、消防、救急用の無線といったシステムのデジタル化率がかなり低い。新しい割当てを考えていくなかで、こういったレガシーなシステムの乗り換えを促進していくために、電波利用料を使うという考

え方もあるし、一方で、こうした分野をカバーできる新技術の育成といった観点も今後出てくると感じている。

(水越構成員)

私は別の総務省の標準化の委員をさせていただいているが、国際協調では標準化の議論も関連してくるので、標準化動向を踏まえた、政策に統一感のある議論をしていきたい。

④ 電波の有効利用促進に関する意見募集の実施について

- ・ 座長より、意見募集の実施について提案がなされ、資料1-4に基づいて、事務局より説明が行われた。
- ・ 意見募集の実施について意見交換が行われ、一部修正の上実施することとなった。主な発言は以下のとおり。

(関口構成員)

資料1-4の3ページ(2)「電波利用料支出の一層の効率化」という言葉について。支出の効率化では否定的なイメージにとらえられる可能性があるので、一層の有効利用というような言葉の方がいいのではないかと。

その下、「将来的な一般財源化」について。一般財源化した場合、電波利用料の受益との関連を薄めてしまう、或いは切り離してしまう恐れがある。現状の電波利用料の受益との関係を強調してきた政策の実態から、それらを放棄することが是か非かという問いかけについて、今の資料ではコメントする上で説明が足りないのではないかと。もう少し言葉を尽くした方がよいのではないかと。

(事務局)

ご指摘のとおり、背景、考え方について分かりにくい点がある。(2)の下に解説文を入れる等、分かりやすくなるような形で修正し、構成員の皆様にご理解を頂いた上で意見募集を行いたい。

(服部構成員)

用途の拡大として新しい知恵を伺うという視点はいいが、一般財源化という言葉を使うことは少し配慮したほうが良いのではないかと。将来的な用途の拡大、電波利用料の用途の拡大といった表現にしてはどうか。一般財源化と入れるとやや行き過ぎに感じる。

(事務局)

ご指摘の点については、資料1-2の37ページに記載してあるように、昨年11月の提言型政策仕分けの中で、実際に個別項目①にあるように、「将来的な一般財源化を含め」との指摘を受けている。このような指摘を受けているということを包み隠さず、きちんとお示しして、しっかりとご意見を賜りたいと考えている。

(土井構成員)

資料1-4の3ページの(1)について。産業イノベーションということが非常に重要だと考えるので、例えば、その下の2行ほどの説明に、イノベーションという言葉を入れていただいて、方向性を示していただけるとありがたい。

(事務局)

検討させていただきたい。

(岩瀬構成員)

そもそも、パブリックコメントに意見を寄せられるのは利害関係者ばかりで、サイレントマジョリティまで意見が反映されず、国民が何を望んでいるのか必ずしも反映されないのではないか。

パブリックコメントでは出来ることに限界もあり、意図として広く薄く一般利用者の方の意見を聴くにはキャリアからアンケートする等工夫が必要ではないか。

(座長)

どのような形を取ろうとも意見が出てくる方々の偏りというのはある意味やむを得ないが、提出された母集団を我々でも判断し、もしも提出意見に非常な偏りがあった場合には改めてその結果を見て考えるということが必要だと考える。

(横澤構成員)

国際標準化という言葉があるが、これ以外にもできればどこかに国際協調という観点での議論を促すような表現があると良いかと思う。

(座長)

皆様からただ今いただいた意見を踏まえ、事務局にて修正案を作成いただき、一旦構成員の皆様にもメールで審議していただいた上で、最終的に取りまとめ、意見募集を実施させていただきたい。

⑤ その他

事務局より今後のスケジュールについて説明があった。

- ・ 第2回については5月 18 日(金)13 時からを予定。
- ・ 第3回については5月 24 日(木)16 時 30 分からを予定。
- ・ 開催場所等、詳細は改めて事務局より連絡。

(7) 閉会

以上